○総務省令第六十六号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行に伴い、及び電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定に基づき、無線局運用規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月三十日

総務大臣　武田　良太

無線局運用規則の一部を改正する省令

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（送信順位） **第百二十九条**　法第七十四条第一項に規定する通信における通報の送信の優先順位は、左の通りとする。同順位の内容のものであるときは、受付順又は受信順に従つて送信しなければならない。 ［一～六　略］ 七　非常災害地の救援に関し、左の機関相互間に発受する緊急な通報 中央防災会議（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十一条に規定する中央防災会議をいう。）並びに緊急災害対策本部（同法第二十八条の二に規定する緊急災害対策本部をいう。）、非常災害対策本部（同法第二十四条に規定する非常災害対策本部をいう。）及び特定災害対策本部（同法第二十三条の三に規定する特定災害対策本部をいう。） 地方防災会議等（同法第二十一条に規定する地方防災会議等をいう。） 災害対策本部（同法第二十三条に規定する都道府県災害対策本部及び同法第二十三条の二に規定する市町村災害対策本部をいう。） ［八・九　略］ ［2　略］ **第百三十八条の二**　地上基幹放送局及び地上一般放送局は、次の表の上欄に掲げる場合において、災害の発生の予防又は被害の軽減に役立つようにするため必要があると認めるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる緊急警報信号を前置して放送することができる。	（送信順位） **第百二十九条**　［同上］ ［一～六　同上］ 七　非常災害地の救援に関し、左の機関相互間に発受する緊急な通報 中央防災会議会長及び同事務局長並びに非常災害対策本部長 地方防災会議会長 災害対策本部長 ［八・九　同上］ ［2　同上］ **第百三十八条の二**　［同上］

区別	前置する緊急警報信号
［一　略］	［略］
二　災害対策基本法第五十七条（大規模地震対策特別措置法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により求められた放送を行う場合	
［略］	

区別	前置する緊急警報信号
［一　同上］	［同上］
二　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第五十七条（大規模地震対策特別措置法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により求められた放送を行う場合	
［同上］	

備考　表中［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。